

「一都三県 緊急事態行動」を踏まえた所管事業の対応について

1 提案理由

新型コロナウイルス感染症対策「一都三県 緊急事態行動」に示された、外出等の徹底した自粛要請を踏まえ、子育て支援部所管の事業の一部について、次のとおり対応する。

2 児童館における夜間開館事業

午後6時から午後9時までの運営を、午後8時までに短縮する。

3 住吉会館ルピナスにおける貸室事業

夜間の部（午後6時から午後10時まで）について、利用を停止する。

4 期間及び周知

- (1) 対応期間は、市全体の方針のとおりとする。
- (2) 本案決定後、市ホームページにより周知する。また、取扱に変更があった場合は、改めて周知を行う。